

### 第三回水産流通適正化制度検討会議

(議事要旨)

- 日 時：令和3年6月29日(火) 15時30分～17時30分
- 場 所：水産庁中央会議室
- 出席委員：別紙の名簿のとおり
- 当 方：山口水産庁長官、倉重漁政部長、天野加工流通課長、櫻井栽培養殖課長
- 議 題：特定第二種水産動植物にかかる論点について

- 水産庁から「(資料1) 特定第二種水産動植物にかかる論点」について説明。
- 委員からの主な意見は以下のとおり。

#### <指定基準等について>

- 対象魚種の指定基準については異論なし。ただし輸入業者の立場として、輸入業者に過重な事務負担が生じないよう喫緊の魚種に限定してお願いしたい。また、第二種に係る罰則について教えてほしい。
- 対象2魚種のHSコードの取り扱いについては、03類(魚介類)、16類(加工)、23類(魚粉)も対象となるという理解でいいか。また、加工品については、個別指定品目以外は対象外と考えていいか。
- すべてのIUUを排除するためには全魚種指定が必要だというスタンスだが、現実的に難しいというのは承知している。まずはリスクの高いものから優先的に選定をしていき、その基準やプロセスについては客観的かつ透明性を持って行うことが大事。その中で今回出された基準案については、成功している米国をよく参考にしつつ、日本の事情にもあったものであり、また潜在的な要素も勘案しており非常によくできている。
- 他魚種についてもIUUの実態が確認されており、今後増やしていく必要がある。IUU漁業によって日本の漁業者は悪影響を受けており、不当に低価格のIUU水産物が流通することにより、国産水産物の競争力が低下し売れなくなっている。米国では輸入規制の対象となったことで漁業者の利益が上がってきているといったレポートもある。日本の漁業者を守るため、引き続き魚種拡大に向けた検討をしていく必要がある。そのためには、今後のロードマップを描き、どう対象魚種を増やしていくかを検討する体制を整備していただきたい。
- また、シラスウナギは非常にむずかしいことは承知しているが、中国などでもIUU

漁業の実態があり I U U リスクが高い。水産流通適正化制度の施行のタイミングでは無理かもしれないが、シラスウナギが特定水産動植物として適用される令和 5 年のタイミングで、制度の対象となるよう検討していただきたい。

- 指定基準については異論なし。ただ、問題として、日本の水産物を原材料としてベトナム等に委託加工する場合、その輸出先国の保税地域で加工し日本へ戻す時にベトナム政府の関与する余地はなく証明書を出せないのではないかと。こういった場合はどうなるか。これが滞ってしまうと、通常の商取引に支障がある。
- 指定基準をどう評価するかは、この先どのように進んでいくのかによる。実効可能性は大事だが、I U U をしっかり防止するには今後のロードマップが大事。E U は全魚種、米国も全魚種になろうとしている。その流れで水産物輸入量 3 位の日本に I U U 漁獲物が集中する可能性もあるので、魚種拡大は必要であり、その最初のステップということであれば納得出来る。
- 指定基準については異論なし。相手国の政府の対応等、証明書の発行手続きが手間取って業者の阻害要因にならなければよいと思う。I U U を排除していく方向で進めていただきたい。
- 指定基準の考え方は特に異論はない。確認として、通関後は特に規制はないということではどうか。輸出する国が円滑に証明書を出すよう政府からしっかり働きかけてほしい。加工品について品目で指定するとあったが、量が少ないものであれば対象外になるものもあるのではないかと。
- 日本海の大和堆周辺で中国漁船によるイカやカニの I U U が問題になっている。水産庁による中国漁船への退去勧告件数は 2019 年から 2020 年にかけて 4 倍近くになっていた一方、昨シーズンの石川県の小木漁港に水揚げされた冷凍スルメイカは過去 3 番目に少ない。I U U 漁獲物が我が国に流入しないようスルメイカ等は早々に指定していただき、税関での書類の確認や効果的な立入検査等の実施をお願いしたい。
- また、二種の指定基準の考え方については、本法律の目的が漁業及び関連産業の健全な発展に資することとするならば、まず一番はじめに「I U U 漁業により、我が国の漁業者が多大な影響を受けるおそれのあるもの」を追加するべきではないかと。
- 指定基準の案については適正に決められたものと思っている。

- 二種の指定基準については異論なし。一方、サバの漁獲量等については、中国からの漁獲報告自体が過少報告等で信頼性が低い可能性があるのでよく精査した方が良い。
- 指定基準については 特段違和感なし。産業がなりたたなければ意味がないので、実行可能性の観点が重要。よろしくお願ひしたい。
- 指定基準等について基準に意見はない。エビについては、シュリンプ ロブスター等 いろんなエビがある。イセエビ、クルマエビは単価が高く、それらが入ることで単価が上に行ってしまうという魚種なので難しいが、この段階で外してしまうともったいないので、俎上にあげておいた方がいいのかなと思う。
- 日本はナマコの消費地ではないのでナマコの輸入は少ない。一方、唯一日本産のナマコに対抗できるナマコがロシア産。ロシア産のナマコは北海道とおなじ品質として取り扱われる。世界的にみてもナマコはIUU漁業の対象とされやすい魚種なので、ロシアや北米のナマコの輸入についても留意してほしい。
- 特段指定基準について反対等はない。漁業者や加工流通業者等、地域経済の混乱がないように実行可能性等について考えられている。一方、指定については目に見えているデータを使っているが、IUU漁業は本来データがないことが通常。今後はそういったIUU漁業の実態がどこまで想像できるかが大事。
- 基準案は委員の意見を反映し、よくできている。現状輸入されていないIUU魚種の輸入が今後急激に増えたりしたときにも対応できるようになっている。段階的に措置していくことや、執行体制、実行可能性等も考慮されており、現実的だと思う。

#### <運用等について>

- 海外政府の証明書については、記載内容等を簡素化していただき、また、審査についても輸入通関時に貨物の滞留が起こらないよう、従前の準備をお願いしたい。イカ・サンマはIQ制度の品目になっているが、今後IQ制度の見直しはあるのか。
- 原料原産国ではない第三国からの加工品の輸入の場合はどうか。国際的にも原産国と加工国が異なることが増えてきている。原産国である第三国の証明書が必要なのか。ICCATのように国際的枠組みの中で進めてもらいたい。
- また、魚種拡大に向けた負担軽減のため、税関手続き等も電子化していく必要があると思っており、そういった検討もお願いしたい。

- 輸入時に求める証明書の内容については、米国やEUとあわせるのがよい。輸入業者にとっては、国によって内容が異なるのは負担増大につながると考えられる。
- IQ制度でイカ、サンマはある程度カバーできるだろうが、例えばモウゴウは対象外であり、サンマは国外で昆布巻き用の中芯として加工され、加工後はコンブ調整品等が入ってくるため、IQ制度そのもので網羅できているかは疑問。
- また、他の制度で輸入規制の対象となっているものは二重規制をしないとあるが、外為法で対象となっているものが、ちゃんとIUU漁業を防止できているのかチェックする必要がある。また、海外政府の証明書については、事業者の負担軽減のため他国と統一することがのぞましい。負担軽減には電子化も重要。また、魚種指定後、基準等の見直しはどのようなタイミングで行うのか。
- 国内に輸入されてきたあとのトレーサビリティシステムの維持という観点から、流通の単位は発泡スチロール単位やキロ単位等様々。一つのロットの単価が15000円くらいまでいかないと、トレサに係る機材やバーコード、QRコード等の環境を整えるのはコスト的に難しい。通い箱や発泡スチロール等の規格を国内で合わせていく必要がある。

以上